

番号	対象局 (団体)	事項	監視結果の要約		講じた措置の概要
			措置区分		
105	水道局 (株式会社 PUC)	辞退届の様式を見直す べきもの	1	ア	会社は、業務及び購買品の調達方法について、競争契約、少額契約、独占契約、緊急契約及び特定契約としていて、このうち、予定価格が200万円を超える契約を行う場合は、一般競争入札、指名競争入札又は規模に応じた見直しを定めた辞退届を徴している。ところで、業者が正式に辞退したことを見直しを能明する押印欄がないことが認められた。このことは、責任ある者が適切に作成した書類とは言えず適切でない。会社は、辞退届の様式を見直された
			2	ア	

番号	対象局 (団体)	事項	監視結果の要約		講じた措置の概要
			措置区分		
106	水道局 (株式会社 PUC)	搬送業務委託契約を適 きもの	1	ア	(ア) 業者登録について 会社は、調達運用規程に基づき、22の業務種別に業者登録を行っており、この搬送業務委託の区分から、業務種別「搬送業務」の区分から、業務種別「搬送業務」の区分に入っていたことが認められた。 これは、会社の業者登録台帳に登録の有無を確認する権限がない、会社が免許の有無を確認していないことによるものである。 会社は、一般貨物運送業者登録を行うべきである。 (イ) 仕様書に適合した業者の選定について 会社は、搬送契約の仕様書において、取得を条件としているが、フライングドライバーを取得していない業者を見積依頼業者として選定し、この業者は、フライングドライバーを取得していないことにより、理由により辞退している。 これは、会社が、業者登録台帳上から認証の有無を確認できなかったことによるものである。このように、仕様条件を満たしていない業者を選定することは、見直しを阻害した業者を選定し、適切に見直しを行うべきである。 (ウ) 仕様書の条件について 搬送契約の仕様書によれば、「東京都及び自治体等公的業務での搬送経験があること。」を条件と一般が求められる。その理由として、搬送経験があること、適切な身なりや態度等を求めるためとされている。このように、必要以上の条件をつけることは、事業者の参入可能性が制限され競争性を阻害することから、会社は、仕様書の条件を適切に見直し、搬送業務委託契約を適切に行われたい。
			2	ア	

番号	対象局 (団体)	事項	監視結果の要約		講じた措置の概要	
			1	2	1	2
107	水道局 (株式会社) 営業所車両のリース契約の履行	営業所車両のリース契約の履行	会社は、Bと覚書を締結し、区部の営業所で所有していた第一トハイ36台及び電動アシスト付き自転車56台を同社に売却した上で、同社から同物品をリースする契約を締結している。しかしながら、会社の調達運用規程によれば、予定価格が5,000万円以下で200万円の契約は、複数見積りによると定めているにもかかわらず、これを行っていないことは適切でない。会社は、営業所車両のリース契約を適切に行われた。	会社は、平成31年1月31日に臨時管理委員会を開催し、特定契約理由の精査及び競争契約の予定価格に応じた見積り方法など、調達運用規程に基づき適切に調達を行うよう社内全部署へ周知徹底した。【2-1-1】また、人札実施状況を検証し、分析しているか検証する。【2-1-2】「契約事務改善推進委員会」を、平成31年2月1日に設置した。【2-1-3】さらに、平成31年2月12日付社内通知により改めて全社員へ通知した。【2-1-4】今後、研修の実施や管理職会議等で注意喚起を行い、再発防止に努めていく。	会社は、平成31年1月31日に臨時管理委員会を開催し、支払手続等は未払い、契約の履行が完了したことを確認し、契約の履行が完了したことを確認し、全本部へ周知徹底した。【2-1-1】また、平成31年2月12日付社内通知により改めて全社員へ通知した。【2-1-2】なお、平成30年度契約においては、適正な履行確認を行った。【2-1-3】研修の実施や管理職会議等で注意喚起を行い、再発防止に努めていく。	多摩水道改革推進本部は、平成30年11月20日に壁面へ誘導される配置となつている誘導用プロセッサを撤去し、入口から料金窓口まで誘導用プロセッサを設置した。また、全てのカービースターションの誘導用プロセッサについて点検を実施した。【1-1】さらに、平成31年2月13日付事務連絡とともに、今後庁舎改修等を実施する際の注意喚起を行った。【2-1-1】
108	水道局 (株式会社) 文書廃棄委託契約の履行	文書廃棄委託契約の履行	会社は、契約により、多摩地区の12カービースターションにおける委託期限を過ぎた文書類の廃棄処分を委託している。この契約の委託者が退出した機密抹消処理証明書を見たところ、平成29年9月1日及び同年4月4日にもかかわらず、会社は、8月31日に会計伝票を作成していることが認められた。会社は、契約の履行が完了したところ、これを行っておらず、適正でない。対象となる廃棄文書には、個人情報が含まれていることから、会社は委託者が廃棄処分を確実に履行することを確認すべくである。会社は、文書廃棄委託契約の履行確認を適正に行われた。	会社は、平成31年1月31日に臨時管理委員会を開催し、支払手続等は未払い、契約の履行が完了したことを確認し、全本部へ周知徹底した。【2-1-1】また、平成31年2月12日付社内通知により改めて全社員へ通知した。【2-1-2】なお、平成30年度契約においては、適正な履行確認を行った。【2-1-3】研修の実施や管理職会議等で注意喚起を行い、再発防止に努めていく。	多摩水道改革推進本部は、平成30年11月20日に壁面へ誘導される配置となつている誘導用プロセッサを撤去し、入口から料金窓口まで誘導用プロセッサを設置した。また、全てのカービースターションの誘導用プロセッサについて点検を実施した。【1-1】さらに、平成31年2月13日付事務連絡とともに、今後庁舎改修等を実施する際の注意喚起を行った。【2-1-1】	
109	水道局 (株式会社) 視覚障害者誘導用プロセッサの配置	視覚障害者誘導用プロセッサの配置	局は庁舎を町田カービースターションの委託業務の履行場所として、会社で使用させている。ところで、施設の入出口にある視覚障害者誘導用プロセッサの設置状況について見たところ、壁面へ誘導される配置となつている状況が認められた。以上を踏まえ、平成29年3月31日改正「1」による案内設備又は案内所のほか、エレベーター、階段、便所、福祉関係の案内等の利用頻度が高いところまでの視覚障害者の誘導に配慮する。1としていないことから、は適切でない。局は、誘導用プロセッサの配置が適切となるよう改善された。	会社は、平成31年1月31日に臨時管理委員会を開催し、特定契約理由の精査及び競争契約の予定価格に応じた見積り方法など、調達運用規程に基づき適切に調達を行うよう社内全部署へ周知徹底した。【2-1-1】また、人札実施状況を検証し、分析しているか検証する。【2-1-2】「契約事務改善推進委員会」を、平成31年2月1日に設置した。【2-1-3】さらに、平成31年2月12日付社内通知により改めて全社員へ通知した。【2-1-4】今後、研修の実施や管理職会議等で注意喚起を行い、再発防止に努めていく。	多摩水道改革推進本部は、平成30年11月20日に壁面へ誘導される配置となつている誘導用プロセッサを撤去し、入口から料金窓口まで誘導用プロセッサを設置した。また、全てのカービースターションの誘導用プロセッサについて点検を実施した。【1-1】さらに、平成31年2月13日付事務連絡とともに、今後庁舎改修等を実施する際の注意喚起を行った。【2-1-1】	

【平成30年度行政監査(公の施設の指定管理について)】

【意見・要望事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監視結果の要約		講じた措置の概要	
			1	2	1	2
110	総務局	事業計画書により提案された取組の着実な実施について	指定管理者から提出された年度事業計画書について、事業計画書に基づき計画しているか、検証を十分行い、計画を承認している事業や、事業計画書で提案された取組が年度事業計画書に十分反映されているか、検証するため、当該年度事業の実施結果が適切か、検証できない事例が認められた。所管局が年度事業計画書を受諾するに際しては、事業計画書において取り組むこととなっている事業が適切に行われているか、検証することが重要である。このため、的確な制度運用について意見を述べ、事業計画書の内容に係る中長期の計画策定、あるいは事業計画書における実施時期等の明示を行わせる必要と、提案された取組が着実に実施されること、提案された取組が望み通りに実施されるよう、方策の検討が望まれる。	「東京都市指定管理業務」に関する「東京都市指定管理業務の手引」の改正を行った。【2-1-7】	「東京都市指定管理業務」に関する「東京都市指定管理業務の手引」の改正を行った。【2-1-7】	「東京都市指定管理業務」に関する「東京都市指定管理業務の手引」の改正を行った。【2-1-7】
111	総務局	要求水準・管理指標の明確化について	指定管理者から提出された年度事業計画書について、事業計画書に基づき計画しているか、検証を十分行い、計画を承認している事業や、事業計画書で提案された取組が年度事業計画書に十分反映されているか、検証するため、当該年度事業の実施結果が適切か、検証できない事例が認められた。所管局が年度事業計画書を受諾するに際しては、事業計画書において取り組むこととなっている事業が適切に行われているか、検証することが重要である。このため、的確な制度運用について意見を述べ、事業計画書の内容に係る中長期の計画策定、あるいは事業計画書における実施時期等の明示を行わせる必要と、提案された取組が着実に実施されること、提案された取組が望み通りに実施されるよう、方策の検討が望まれる。	「東京都市指定管理業務」に関する「東京都市指定管理業務の手引」の改正を行った。【2-1-7】	「東京都市指定管理業務」に関する「東京都市指定管理業務の手引」の改正を行った。【2-1-7】	「東京都市指定管理業務」に関する「東京都市指定管理業務の手引」の改正を行った。【2-1-7】
112	オリエンタル・パブリック・サービス(東京スタジアム)	予約システムについて	「業務内容及び管理運営の基盤」で、利用受付は、東京都スタジアム予約システムによるものと、予約システムは平成30年度から使用開始予定としてしている。しかしながら、平成30年10月22日現在、予約システムは使用されておらず、前年度及び前年度に確認したところ、平成31年3月に稼働する予定であるとしている。施設の利用受付が予約システムにより行われることは、サービスの向上から、予約システムの着実な整備運用が望まれる。	「業務内容及び管理運営の基盤」で、利用受付は、東京都スタジアム予約システムによるものと、予約システムは平成30年度から使用開始予定としてしている。しかしながら、平成30年10月22日現在、予約システムは使用されておらず、前年度及び前年度に確認したところ、平成31年3月に稼働する予定であるとしている。施設の利用受付が予約システムにより行われることは、サービスの向上から、予約システムの着実な整備運用が望まれる。	「業務内容及び管理運営の基盤」で、利用受付は、東京都スタジアム予約システムによるものと、予約システムは平成30年度から使用開始予定としてしている。しかしながら、平成30年10月22日現在、予約システムは使用されておらず、前年度及び前年度に確認したところ、平成31年3月に稼働する予定であるとしている。施設の利用受付が予約システムにより行われることは、サービスの向上から、予約システムの着実な整備運用が望まれる。	「業務内容及び管理運営の基盤」で、利用受付は、東京都スタジアム予約システムによるものと、予約システムは平成30年度から使用開始予定としてしている。しかしながら、平成30年10月22日現在、予約システムは使用されておらず、前年度及び前年度に確認したところ、平成31年3月に稼働する予定であるとしている。施設の利用受付が予約システムにより行われることは、サービスの向上から、予約システムの着実な整備運用が望まれる。

【平成30年行政監査(情報システムの効率的かつ効果的な運用について)】

【指摘事項】

番号	対象局(団体)	措置区分	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
122	都市整備局	1	情報セキュリティ監査の記録が残り、残された記録が削除されていない。	局は情報セキュリティ監査について、情報セキュリティ監査中期計画を策定している。この際、監査対象システムの運用の経緯が分かる記録がないことと認められた。残された記録が不適切な記録の妥当性を事後的に検証することができない状況となっており、局は、情報セキュリティ監査の対象システム運用の経緯が分かる記録を削除された。	情報セキュリティ監査の対象システムの運用経緯が分かる資料を作成した。平成30年11月29日に開催した都市整備局情報セキュリティ委員会において報告し、共有した。【1-1-E】
		2	情報セキュリティ監査実施要綱を定め、情報セキュリティ監査実施要綱を定めるべき。	対策基準では、各局で情報セキュリティ監査実施要綱を定めることとされている。したがって、監査日(平成30年10月23日)現在、局は情報セキュリティ監査実施要綱を定めていないことと認められた。	情報セキュリティ監査実施要綱の策定について、平成30年11月29日開催の都市整備局情報セキュリティ委員会における審議・承認を経て、平成30年12月4日付けで局長決定し、同日施行した。【1-1-E】
123	都市整備局	1	システムアセスメントを実施する段階において、東京都教育委員会と東京都教育委員会との連携をより効果的に実施している。	庁は、システムアセスメントを実施する段階において、東京都教育委員会と東京都教育委員会との連携をより効果的に実施している。四つの段階で実施するよう定めており、一方、教育プログラムの要件では、それぞれの段階が整合しておらず適切でない。システムアセスメントをより効果的に行える実施段階について検討し、検討結果に沿って関係規程を整備された。	教育庁処理規程及び教育庁アセスメントの統一基準となるよう、現状の総務局規程を参考に作成し、整合性の確保を図った。本指図及び要綱は平成31年3月8日公表された。【1-1-E】
		2	システムアセスメントの範囲を定めるべき。	庁は、東京都教育委員会システムアセスメント実施要綱において、システムアセスメントの対象システムを別記していることとされているが、庁は、対象システムの範囲を定めず、適正でない。総務局作成のシステムアセスメントを参考に、システムアセスメントを実施しているものとして整理し、システムアセスメントの範囲を定めるべき。	システムアセスメントの対象システムの範囲(選定条件等)を定め、平成31年2月14日に周知した。【1-1-E】
124	教育庁	1	システムアセスメントの範囲を定めるべき。	システムアセスメントの範囲を定めるべき。	システムアセスメントの範囲を定めるべき。
		2	システムアセスメントの範囲を定めるべき。	システムアセスメントの範囲を定めるべき。	システムアセスメントの範囲を定めるべき。
125	教育庁	1	システムアセスメントの範囲を定めるべき。	システムアセスメントの範囲を定めるべき。	システムアセスメントの範囲を定めるべき。
		2	システムアセスメントの範囲を定めるべき。	システムアセスメントの範囲を定めるべき。	システムアセスメントの範囲を定めるべき。

番号	対象局(団体)	措置区分	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
118	建設局(公益財団法人東京都公園協会)	1	工事等に係る外国語表記に関する事項について	指定管理者は、東京都立旧岩崎邸庭園内の洋館の来館者が来館前に容易に情報を得る手段として、自らホームページ「庭園へ行こう。」と「公園へ行こう。」の二つで情報発信している。しかしながら、「庭園へ行こう。」上では、工事についての外国語表記が多言語で、「公園へ行こう。」では、多言語翻訳システムで機械的に訳されているため、内容が正確なものとなっていない。庭園においては、今後も修繕工事等が増えることから、外国語表記による適切な周知方法について検討することとが望まれる。	「庭園へ行こう。」について、平成31年2月26日に、トップメニューのお知らせに英語文を併記した。また、「公園へ行こう。」については、「翻訳は、プログラムを用いて機械的に行われます」と明記した。【1-1-E】
		2	公の施設における情報インフラ整備の推進について	東京都立旧岩崎邸庭園における無料WiFi-FISポットの整備状況を見たところ、庭園では、園内の券売所付近1か所のみで利用可能となっており、無料WiFi-FISポットは追加されていない。無料WiFi-FISサービスを提供できる自動販売機等の導入を促進するなどの、局及び指定管理者において多様な手法による情報インフラ整備推進の方針の検討が望まれる。	平成31年2月4日、課長代理会を開催し、民間事業者が公の施設を開設する際には、WiFi-FIS設備の整備の検討を依頼していくことを明文化した。このこと周知することと、部内管理職を含め周知することと、部の方針として共有した。【2-1-E】
119	建設局(公益財団法人東京都公園協会)	1	公の施設における情報インフラ整備の推進について	東京都立旧岩崎邸庭園における無料WiFi-FISポットの整備状況を見たところ、園では、正門付近1か所のみで利用可能となっており、無料WiFi-FISポットは追加されていない。無料WiFi-FISサービスを提供できる自動販売機等の導入を促進するなどの、局及び指定管理者において多様な手法による情報インフラ整備推進の方針の検討が望まれる。	平成31年2月4日、課長代理会を開催し、民間事業者が公の施設を開設する際には、WiFi-FIS設備の整備の検討を依頼していくことを明文化した。このこと周知することと、部内管理職を含め周知することと、部の方針として共有した。【2-1-E】
		2	公の施設における情報インフラ整備の推進について	東京都立旧岩崎邸庭園における無料WiFi-FISポットの整備状況を見たところ、園では、正門付近1か所のみで利用可能となっており、無料WiFi-FISポットは追加されていない。無料WiFi-FISサービスを提供できる自動販売機等の導入を促進するなどの、局及び指定管理者において多様な手法による情報インフラ整備推進の方針の検討が望まれる。	平成31年2月4日、課長代理会を開催し、民間事業者が公の施設を開設する際には、WiFi-FIS設備の整備の検討を依頼していくことを明文化した。このこと周知することと、部内管理職を含め周知することと、部の方針として共有した。【2-1-E】
120	建設局(公益財団法人東京都公園協会)	1	公の施設における情報インフラ整備の推進について	東京都立旧岩崎邸庭園における無料WiFi-FISポットの整備状況を見たところ、園では、正門付近1か所のみで利用可能となっており、無料WiFi-FISポットは追加されていない。無料WiFi-FISサービスを提供できる自動販売機等の導入を促進するなどの、局及び指定管理者において多様な手法による情報インフラ整備推進の方針の検討が望まれる。	平成31年2月4日、課長代理会を開催し、民間事業者が公の施設を開設する際には、WiFi-FIS設備の整備の検討を依頼していくことを明文化した。このこと周知することと、部内管理職を含め周知することと、部の方針として共有した。【2-1-E】
		2	公の施設における情報インフラ整備の推進について	東京都立旧岩崎邸庭園における無料WiFi-FISポットの整備状況を見たところ、園では、正門付近1か所のみで利用可能となっており、無料WiFi-FISポットは追加されていない。無料WiFi-FISサービスを提供できる自動販売機等の導入を促進するなどの、局及び指定管理者において多様な手法による情報インフラ整備推進の方針の検討が望まれる。	平成31年2月4日、課長代理会を開催し、民間事業者が公の施設を開設する際には、WiFi-FIS設備の整備の検討を依頼していくことを明文化した。このこと周知することと、部内管理職を含め周知することと、部の方針として共有した。【2-1-E】
121	教育庁(公益財団法人東京都公園協会)	1	公の施設における情報インフラ整備の推進について	東京都立旧岩崎邸庭園における無料WiFi-FISポットの整備状況を見たところ、園では、正門付近1か所のみで利用可能となっており、無料WiFi-FISポットは追加されていない。無料WiFi-FISサービスを提供できる自動販売機等の導入を促進するなどの、局及び指定管理者において多様な手法による情報インフラ整備推進の方針の検討が望まれる。	平成31年2月4日、課長代理会を開催し、民間事業者が公の施設を開設する際には、WiFi-FIS設備の整備の検討を依頼していくことを明文化した。このこと周知することと、部内管理職を含め周知することと、部の方針として共有した。【2-1-E】
		2	公の施設における情報インフラ整備の推進について	東京都立旧岩崎邸庭園における無料WiFi-FISポットの整備状況を見たところ、園では、正門付近1か所のみで利用可能となっており、無料WiFi-FISポットは追加されていない。無料WiFi-FISサービスを提供できる自動販売機等の導入を促進するなどの、局及び指定管理者において多様な手法による情報インフラ整備推進の方針の検討が望まれる。	平成31年2月4日、課長代理会を開催し、民間事業者が公の施設を開設する際には、WiFi-FIS設備の整備の検討を依頼していくことを明文化した。このこと周知することと、部内管理職を含め周知することと、部の方針として共有した。【2-1-E】

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三二)一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一筒月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

